

会員規約

この会員規約（以下「本規約」という）は、特定非営利活動法人アクションタウンラボ（以下「当法人」という）と、当法人の会員（以下「会員」という）との関係に適用する。

（総 則）

- 第 1 条 本規約は、当法人の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものである。よって、入会、退会等に関する基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款の定める通りとする。
2. 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更し、または追加が必要と判断される事項を順次追加することがある。

（会員の定義）

- 第 2 条 当法人の会員は、定款において定められた次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
- （1）正会員
この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体であり、総会にて平等な表決権を持つ。
- （2）賛助会員
この法人の目的に賛同して事業への協力及び財政的に賛助する個人及び団体であり、総会での表決権を持たない。
2. 当法人の会員は、定款第 8 条の規定により、本規約第 4 条の会費を納入しなければならない。

（入会申込）

- 第 3 条 入会の申込をする者は、当法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、書面または電磁的方法を持って当法人に提出することとする。
2. 前項に定める入会申込をもって、会員は本規約を承認したものとする。

（入会金及び年会費）

- 第 4 条 入会金の徴収は行わない。
2. 年会費の金額を以下のとおりにする。

正会員（個人/団体）	個人 1 口 5,000 円	団体 1 口 50,000 円
賛助会員（個人/団体）	個人 1 口 3,000 円	団体 1 口 10,000 円

（入会の成立）

第 5 条 入会は、本規約第 3 条前項に定める入会申込に対して、事務局が入会申込書と本規約第 4 条（入会金及び年会費）の入金を確認したときに成立する。

（入会申込の拒絶）

第 6 条 当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- （1） 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- （2） 入会申込者が本規約および当法人の定款に反するおそれのある場合
- （3） 政治、宗教および営利活動を目的としている場合
- （4） 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある者である場合
- （5） 過去に会員資格を取り消された者から申し込みがあった場合
- （6） その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

（会員資格の有効期間）

第 7 条 会員資格有効期間は、入会した初年度は、当該事業年度の末日までとし、翌年度以降は、当法人の一事業年度とする。

2. 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、本規約第 4 条で定める会費の入金を確認した日とする。
3. 会員資格は、本規約第 8 条で定める方法により継続することができる。

（会員資格の継続）

第 8 条 会員資格有効期間が満了する場合には、書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。

2. 会員資格は、当法人の定める方法により会費を払い込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

（会員資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき
- （2）本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- （3）継続して2年以上会費を滞納したとき
- （4）除名されたとき

（除名）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、これを除名することができる。

- （1）内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- （2）当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- （3）当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- （4）会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- （5）当法人の定款および会員規約に違反したとき
- （6）当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- （7）その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不適当と判断したとき

2. 前項の規約により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格有効期間終了に伴う措置）

第11条 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が会費の払い込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合は速やかに精算する。

（禁止行為）

第12条 会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- （1）会員は、本規約第13条に定める会員の権利を第三者に譲渡または使用させてはならない。

- (2) 会員は、当法人の許可なく、当法人の名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。
- (3) 会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動、またはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
- (4) 会員は、当法人の活動において、特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動、またはこれに類似する行為を一切行ってはならない。
- (5) 会員は、当法人の活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

(会員の権利)

第 13 条 正会員は、以下に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 当法人が開催する年 1 回の通常総会と不定期に開催する臨時総会において、表決権を持つ。
- (2) 当法人の事業または活動に参加することができる。
- (3) 当法人が発行する会報、事業報告等の情報を受けることができる。
- (4) 当法人が主催する講習会や勉強会、その他イベント等に会員価格で参加することができる。
- (5) その他、当法人が定める正会員特典を受けることができる。

2. 賛助会員は、以下に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 当法人の事業または活動に、協力および財政的賛助をすることができる。
- (2) 当法人が発行する会報、事業報告等の情報を受けることができる。

(会員権利の凍結)

第 14 条 正当な理由なく更新日を過ぎても会費の払い込みが確認できない場合は、本規約 13 条に定める会員の権利を凍結する。ただし、会員資格の喪失は、本規約第 9 条に定めるとおりとする。

(個人会員の資格継承)

第 15 条 個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員

資格は失われる。第三者への資格継承はできないものとする。

(団体会員の資格継承)

第 16 条 団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知しなくてはならない。

2. 本規約第 6 条（入会申込の拒絶）の規約は前項の場合についても準用する。

(会員情報の変更)

第 17 条 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人に通知しなければならない。

2. 前項に規約変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとする。

(個人情報保護)

第 18 条 会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等）は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡若しくは売却し、またはその内容の一部若しくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

2. 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。
 - （1） 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合
 - （2） 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
 - （3） 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護するために必要と認められる場合
 - （4） 会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合

(損害賠償)

第 19 条 会員が、定款および本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規約は継続されるものとする。

（会員間の紛争）

- 第 20 条 会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当法人には一切の責を負わないものとする。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規約は継続されるものとする。

（免責事項）

- 第 21 条 会員は、定款、本規約、理事会の定める規則および注意事項等に反し、生じた如何なる不利益について、当法人に対して損害賠償等を一切申し立てることはできない。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規約は継続されるものとする。

（残存条項）

- 第 22 条 会員が退会した場合、または会員資格が凍結若しくは除名された場合であっても、本規約第 11 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条および本条の規約は有効に存続する。

附 則

1. この規程は、平成 31 年 4 月 16 日より実施する。
2. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。
3. この規程は、令和 4 年 4 月 27 日より実施する。

入 会 申 込 書（正会員）

申込日 年 月 日

特定非営利活動法人アクションタウンラボ 代表理事 様

私は、特定非営利活動法人アクションタウンラボの活動趣旨に賛同し、
定款及び会員規約に同意の上、入会を希望します。

会員種別	※ご希望の会員種別に○印をつけてください。		
	個人 正会員（年会費 1 □ 5,000 円）		法人 正会員（年会費 1 □ 50,000 円）
	会費 円 × （ □ ）		
フリガナ			
団体の方	団体名		
	ご担当	担当者名	部署名 役職名
フリガナ			
個人の方	お名前		
	ご所属	団体名	部署名 役職名
郵送先のご住所	〒 -		
	□ 団体所在地	TEL：（ ）	FAX：（ ）
	□ ご自宅	E-mail	
※どちらかにチェック✓を入れてください			

該当する項目にチェックをして、署名、捺印をお願いします。

- ☐ 当法人の定款及び会員規約に反するものではありません。
- ☐ 政治、宗教および営利活動を目的とした入会ではありません。
- ☐ 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制の下にある者ではありません。
- ☐ 過去に当法人から会員資格を取り消されたことはありません。

上記の記載内容に相違ないことを誓約し、入会を希望します。

ご署名 印

■お申込み方法

入会をご希望の方は、本申込書をご記入の上、特定非営利活動法人アクションタウンラボ事務所までご持参、または郵送してください。

〒813-0002 福岡県福岡市東区下原 4 丁目 2 番 1 号（BRANCH 福岡下原 2F）
特定非営利活動法人アクションタウンラボ 事務局
TEL 092-719-0290

※ご入会の際にいただく個人情報は、当団体の個人情報保護の方針に基づいて適切に管理し、当団体からの会報誌や案内等の発送、会員管理のための保管、事業報告書等での数値データの報告等に使用いたします。

事務局記入欄	入会日		会員番号	
--------	-----	--	------	--

入 会 申 込 書（賛助会員）

申込日 年 月 日

特定非営利活動法人アクションタウンラボ 代表理事 様

私は、特定非営利活動法人アクションタウンラボの活動趣旨に賛同し、
定款及び会員規約に同意の上、入会を希望します。

会員種別	※ご希望の会員種別に○印をつけてください。		
	個人 賛助会員（年会費 1 □ 3,000 円）		法人 賛助会員（年会費 1 □ 10,000 円）
	会費 円 × （ □ ）		
フリガナ			
団体の方	団体名		
	ご担当	担当者名	部署名 役職名
フリガナ			
個人の方	お名前		
	ご所属	団体名	部署名 役職名
郵送先の ご住所	〒 -		
	□ 団体所在地	TEL : ()	FAX : ()
	□ ご自宅	E-mail	
※どちらかにチェック✓を入れてください			

入会をご希望の方は、本申込書をご記入の上、郵送または FAX、E-mail でご送付ください。

- 郵送をご希望の方 〒813-0002 福岡県福岡市東区下原 4 丁目 2 番 1 号（BRANCH 福岡下原 2F）
特定非営利活動法人アクションタウンラボ 事務局
- FAXをご希望の方 FAX 092-719-0291（特定非営利活動法人アクションタウンラボ 事務局）
- E-mailをご希望の方 npoatalab@gmail.com（特定非営利活動法人アクションタウンラボ 事務局）

【お振込先】

（郵便局からのお振込）

（銀行からのお振込）

口座記号番号 01750-6-150971
加入者名 特定非営利活動法人アクションタウンラボ

ゆうちょ銀行 一七九（イチナナキュウ）店 当座預金 0150971
振込口座名義人 特定非営利活動法人アクションタウンラボ

- ◆ 当事務局
- ◆ 恐れ入りますが、振込手数料は会員様にてご負担願います。

※ご入会の際にいただく個人情報は、当団体の個人情報保護の方針に基づいて適切に管理し、当団体からの会報誌や案内等の発送、会員管理のための保管、事業報告書等での数値データの報告等に使用いたします。

事務局記入欄	入会日		会員番号	
--------	-----	--	------	--